

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第101回）での審議の結果、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）に規定される基準値のうち、下表左欄に掲げる農薬の成分「2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-メトキシメチルアセトアニリド（別名アラクロール）」については、下表中央欄に掲げる基準値（案）（0.02 mg/L）とします（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

農薬の成分	基準値（案）	現行の基準値
2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-メトキシメチルアセトアニリド（別名アラクロール）	0.02 mg/l	0.02mg/l